五人以上一〇人未滿	二〇
一〇人以上	一二
五〇〇人以上	一

（四）佐織村内會社調 （昭和三年十二月現在）

種類	會社數	出資金及資本金
合名會社	四	六二、五〇〇圓
合資會社	七	六九、〇〇〇圓

東洋紡績株式會社津島分工場

町方新田字彦作なる東洋紡績株式會社津島分工場の前身は、津島紡績株式會社にして、海西郡市江村青樹英二外十九名の發起にて、在立期限三十年と定め、資本金二十五万圓、拂込六万二千五百圓を以て、明治二十七年三月廿九日、之が設立の認可を得越えて二十八年四月一日より開業したり、當時錘數九千六百、職工男百六十二人、女七百二十五人にして、重役の氏名左の如し

専務取締役社長　青樹英二

取締役　天野佐兵衞
取締役　友松元太郎
取締役　水野長一
取締役　遠山孝三

明治二十九年業務を擴張し、資本金を倍加して五十万圓とし、拂込資金三十五萬圓を得、爾來漸次錘數を增加して一万七千二百八十錘を据付、産額亦二十九年には十八万八千六百十貫なりしが、三十八年には四十七万八千二百九十貫即ち二倍半の增加を見るに至れり、されど世の情勢に伴ひ、小弱なる會社は大なる會社に頡抗し能はざるを以て、本工場は大正三年六月解散し、同時に大阪紡と合併して東洋紡績を設立し、全會社津島分工場となるに至れり

一、事業開始　大正三年六月
一、主要事業　綿糸紡績
一、据付錘數　一四、五九二錘（運轉しつゝあるは一二、六七二錘なり）
一、一年間作業總日數　三一三日
一、社員並ニ職工數　五七三人
一、蒸氣機關　二箇　五〇馬力
一、電動器　一五箇六四八馬力半

一、一ヶ年の電氣使用料　　二、五九二、六二〇キロワツト
一、石　　炭　　量　　九三七、二〇〇斤
一、綿　糸　產　額　　一三、七四〇梱　金二、九一七、〇〇七圓

宅見製材合資會社

一、事業種類
　　輸出茶箱及護謨箱製造
一、仕　向　地
　　英領印度古倫母新嘉坡方面
一、生　產　高
　　一ヶ年拾貳參萬箱內外
一、生產品價格
　　向仕地の狀況或は內地の原木等の關係上値段一定せず、現今の相場としては壹箱七拾錢內外

佐織縞の基源に關する調査

佐織縞は海部郡及び其の附近の各町村に於て產出する木綿織物の總稱にして、維新前迄は佐織村大字佐折にて手撚糸を用ゐ機織したるものにして、結城縞に比すれば極めて粗雜なれども其染牢確にして能く洗濯に堪ふるを以て之を愛用する者多し、此の佐織縞は海部郡甚目寺村大字新居屋山田恭致なるものの祖先が、延享年間（神武紀元二四〇四年以後にて櫻町天皇の御代）に創始したるものなりと云ふ、津田正生翁の著せる尾張地名考に據れば佐折の條に「里老曰く八十年程前（神武紀元二四〇〇年代）迄は村中家毎に庭に藍瓶をいけて手染をして縞を織たり、寶暦年中（神武紀元二四一〇年以後）阿波國より早染店と云ふを尾張へ出せり、其色麗しきに就て其後手染を止と云ふ」とあり、之によりて案ずるに、佐織縞の基源は確に神武紀元二四〇〇年代にして今を去る實に百八十餘年前なるを知るべきなり、尙ほ山田恭致が第十回關西府縣聯合共進會へ佐織木綿を出品したる解說書を左に揭げて參考に供せん

抑我地方は尾張平野の中央に位し、住民主に農業を以て生活の資と爲せり、而るに延享の初年當尾張地方特に海東郡地方は諸穀大に稔らず、田野は風水に荒れたり、賣らんか家に資力なし、農民爲めに業なく食ふに料なし、細民大に窮し居民諸國に流亡す、我祖先の其窮狀を視るに忍びず、且住民の日に減少するを憂ひ、即ち一策を考案し多くの綿花を仕入れ、之を窮民中紡織の業に堪ふる婦女を有するものに貸與し、紡て糸とし織て布となさしめ、之を相當の代價にて買入れしかば、婦女老幼は家にありて業を得、生計の補をなし、男子は出て荒地を修むるを得しかば、貧民漸く生業の途に就き、住地に安んずるを得たり、即ち大に窮民を佐くるの爲めに、織らしめしより、玆に佐織の名稱を施す

に至れり、是れ尾張地方綿布織物業の濫觴にして、現に其舊住居の一隅樹木叢生の地を保存して、今日之を木綿藪と稱せり、後業の漸く進むに從ひ染めて、縞物、紺織、納戸織を製織するに至れり、故に往古に於て綿布の産出は海東郡に於ても獨り我新居屋村近鄕のみなりしに、斯業が農耕の余暇老幼婦女の家に在りて業をなし得、大に生計を補くるに至るを知るや、漸次諸方に傳播し海東西及中島一般に産出するに至り、漸く東京、青森地方まで輸出し、玆に地方の産物として其の名東奥に知らる、に至れり、然れども維新前後明治初年迄は、之が專業に從事する者なく、只に自ら生綿を耕作し、之を紡ぎ之を織りて製造せしを以て、産出額甚僅少なりしが、後、紡績の業大に進み、諸所に會社製造塲興り、之より綿糸の供給大に增加せしを以て、自作の綿花を廢し、專ら紡績糸のみを用ゐ、從て之が製造を專業とするもの續出し、現今は動力機械を使用するに至り、事業も亦大に進歩せり、殊に白木綿、納戸織は之を內地用に供するのみならず、進んで清韓地方に輸出する額非常に多く、今日に於て輸出品中又一重要品となるに至りしは、全く吾家祖先の公益心より起り以て今日の盛業を開くに至りしものなり、然るに需用の激增は濫造粗製の弊を免れず、玆に織物組合を設け之を矯正すと雖も、縞物の如き用糸粗太柄行亦平凡にして常に時好に遲れ、漸次販路の減退するを慨し、今回出品の縞物の如く、進て細糸を使用し、柄行を改良し、舊時佐織縞の面目を改めたり、特に本店は我祖先の遺業にして衰微せんことを憂慮し、創業以來百數十年間、常に其製品は糸質を精撰し、機器の便益を試驗しては之を使用せしめ、近世科學を應用しては製造費を減少し、其價格の低廉を計り、能く時代に適せんことを期し、以て社會の便益を計り、斯業の益々發達隆盛ならんことを庶幾せり、云々、右の解說に據れば佐織縞の名稱は山田恭致の祖先が地方の貧民を佐くる爲めに織らしめしより佐織と名附けし如く、又佐織縞の濫觴も之なるが如くなれども、之を以て名稱並に起源と見做はや、躊躇せざるを得ざるなり、即ち津田正生翁の尾張地名考佐折村の條に「村名素織の轉聲なるべし、をお假名をあやまる、此邊の諸村木綿縞を織て面々賣物に出せるが中に取わき此村舊たりとなん」とあり、又深田增藏正韶撰尾張志佐折村の條に「青塚の西名古屋の西南四里にあり、此村昔より縞木綿等を織るを業とす、萬葉集にさおりの帶とよめるは狹織（サオリ）にて今の狹之機（サナタ）織と云ふものなるべしされば狹織が村名となりしものか、織はおり、折はをりにて假字違ひたれど後世は混じてかけば也（中略）長野村万德寺所藏の釋論第九十卷聽書に文安四年丁卯林鐘三日於尾州海東郡左折鄕有處書寫畢永麟房と見えたり」ともありて、原産地は佐織村大字佐折にして織物に村名を冠したることも略々推測することを得、山田氏の祖先が此の業に盡力斡旋したる功績は認むべきも、甚目寺村大字新居屋を原産地とし、又製品に窮民を佐くる爲めの織物なるにより佐織縞と名附たりと云ふ如きは今中々に信じ難し

三、其の他

一、本村內電柱數（昭和三年六月一日現在）　五七三本

一、軌　道	四、六二三間
一、金　庫	九個
一、漁業人	八人
一、傭人（下女）	
一人使用者	一〇軒
二人使用者	二軒

◉ 租　税

一、貢賦土地一覧表

張州府志は寶暦年間の作（百六十余年前）
衍行記は文政五年の作（百七年前）

大字名	新田名	張州府志記載高	衍行記記載高	衍行記反別	衍行記田	衍行記畑
諸桑		五三〇石、九九一	六六四石、六九〇	四五四八畝、一五	二六五八畝、二七	一六八九畝、一七
	仝所新田	二七、八六二	二六、〇二一	二三〇、二五	二三〇、二五	
	申新田			一一、一三	一一、一三	
南河田		二五九、八六三	三三九、九七七	二二六二、〇五	一三九〇、二五	八七一、一〇
	仝所新田	一、六四七	二、四六〇	一四、二九	一四、二九	
	辰新田		一、一七五	一一、〇五	九、二九	一、〇六
北河田		二〇四、五七七	三〇五、一五〇	一七一六、〇六	五〇三、一七	一二一二、一九
	仝所新田	一、四〇八	三、〇〇七	一六、一四	一六、一四	
小津		二五五、八六九	三四八、八五〇	一九八四、一九	八四三、〇五	一一四一、一四
	仝所新田	一五、〇五九	三三、八九二	一一三、一三	一一三、一三	
	酉新田		二、一四四	一七、二六	一七、二六	
	仝所新田	定納	八〇	見取	一、〇三	
	大家江通	定納	一六二	見取	四、〇六	
	大家江通	定納	二〇〇	一〇、〇九	六、〇九	四、〇〇
諏訪		一〇四、二七八	二〇三、八四〇	一四九七、〇九	三六三、〇六	一一三四、〇三
	仝所新田	七、四四八	八、九三二	六三、〇五	六三、〇五	
	午新田		三、五二五	四一、一五	一一、〇六	二九、〇九
	仝所新田	定納	四三七	一一、〇六 見取	一一、〇六	
	大家江通	定納	五八〇	一五、二七	五、一〇	一〇、一七
	大家江通	定納	四〇〇	一、一一	一、一一	

	申新田		定納	九六六	二一,二六	二一,二六		
	子新田		定納	一,三七六	三五,〇八	三五,〇八		
根高		一六二,四九三		五〇,七九七	七九一,一七	一二八,〇九		六六三,〇八
	根高新田村（持中）	一〇一,八九九		一一五,五九五	一八〇九,〇四	四四三,一四		一三六五,二〇
	子新田		定納	一,三九四 三四〇	一三,二六 四〇,〇〇		見取	一三,二六 四〇,〇〇
	大冢江通		定納	一〇〇	二,一六		見取	二,一六
見越		一七八,三六〇		三〇八,八二三	一七一五,〇三	三〇五,一七		一四〇九,一五
	卯新田			一,九〇五	一二,二二	一二,二二		
勝幡		九四五,九五六		一二七一,〇六一	八四五三,一九	三七四四,三三		四七〇八,二六
	全所新田	一六,〇〇〇		二〇,五三三	一三〇,一三	一三〇,一三		
古瀬		二三九,八四八		二九七,四三五	一九六八,三三	一四七七,〇四		四八一,一九
	全所新田	三三,三四〇		二〇,八四三	二四七,一〇	二四七,一〇		
	午新田			四,〇二九	三一,一三	二五,二二		五,三三
千引		一九〇,四四七		三六一,六六七	一五〇四,二四	一一六五,一三		三三九,一一
	全所新田	三六,〇一八		二一,七九二	二九九,一〇	二九九,一〇		
佐折		三一七,六〇九		五四六,四四二	二六七一,〇五	一六九七,二四		九七三,一一
草平新田				四七四,六九三	四三四四,〇三	二五九六,二七		一七四五,〇六
	山ノ内草平			九一,三九四	七四二,二六	三一五,一一		四二七,一四
	草平堤外			一六,八〇七	二五一,二六	九六,〇三		一四五,一三
	寅新田			四九,六三四	五一四,〇四	四三七,二三		七六,一一
	山新田			一二七,〇〇一	一二六七,一九	五五四,一四		七一三,〇五
	子新田			一,五九五	三一,一三	一七		三〇,二六
町方新田				一〇四五,三〇六	一〇七九〇,二九	五三四七,一九		五四〇三,一〇
	寅新田			八〇,一七九	一〇五三,二三	三五三,二九		六九八,二四
	松川新田			二,三九一	四四,二七	一九,二〇		二五,〇七
	又吉新田			八三,〇〇二	七八三,一三	七五一,〇八		三一,〇五
	彌右衛門新田			六,八四一	一〇四,〇〇	五八,〇二		四五,二六
	小寅新田			三,八四六	三六,二六	三一,〇七		六,二一
	埋田新田			一一,九七七	一六一,二六	一六一,二四		
	午新田			五一,六六七	九〇一,二〇	七七八,〇三		一三三,一七
鷹場新田				一六六,八三六	二二六四,二三	一一九五,二六		一〇六八,二三

西川端新田	五二六、〇七六	三九六四、一四	二二三六、二〇	一六二八、〇四
仝所新田	三七三、六八四	四一七六、〇〇	一九六八、一一	二三〇七、一九
大野山新田	二九〇、一六二	二五一六、二六	一〇三六、一五	一四九〇、一五
山新田	一九三、六六二	二〇〇〇、三〇	六八四、〇九	一一一六、一一
淵高新田	四三六、一四五	三三〇一、三〇	一九七三、〇〇	一三三九、三〇
山新田	一六三、九四二	一五二七、〇三	九五六、一三	五六〇、一〇

二、國税

（昭和三年三月末日調）

種目	納額	納税人員
地租合計	二〇七四七、八〇円	一八〇五
田	一四四一三、〇九	
畑	三二八八、二九	
宅地	三〇二七、一六	
雜地租	一九、二六	
所得税	四三三三、八〇	一三六
營業收益税	二一五六、一三	八六
資本利子税	八四、七一	一九

國税營業者字別調表

（昭和三年六月調）

大字別	國税營業者
勝幡	三一
古瀬	一
千引	一
佐折	一
根高	七
北河田	二
南河田	一
小津	二
諏訪	一
見越	三
草平	六
鷹塲	四
町方	五
西川端	九
淵高	八
大野山	四
計	八六

三、縣税

（昭和三年三月末日調）

種目	納額	納税人員
地租附加税	二六四九八、六一円	一八〇五
都市計劃地租割	二六三、五五	一七九七
特別地税	一五七九、八八	三八八
都市計劃特別地税	一三、一七	四〇三
營業税	七三九、六七	二三五
雜種税	六七七三、三八	二二八九
家屋税	一〇一二〇、一六	一四四九

營業收益稅附加稅	一五六二、九三	八六
所得稅附加稅	二一七二、〇三	一三六

縣稅營業者字別調表

（昭和三年六月調）

	物品販賣業	貸付業	周旋業	仲立業	製造業	請負業	理髮業	料理店業	湯屋	遊戯場業	藝妓置屋業
勝幡	二三		一	一	一九	七	六	三	一	二	三
古瀨	一										
千引											
佐折	一				三						
諸桑	一					五	一	一			
根高	九			一	四	一	二				
北河田					一						
南河田	一					一	一	一			
小津	八				六	三		一			
諏訪	六				三	一		一			
見越	四				二	三					
草平	一〇		一			一					
鷹場	一				一	一	一				
町方	九				二	二	二				
西川端	一〇	一	一	一	一四						
淵高	三				三	一					
大野山	四			一	三						
計	九一	一	三	四	六一	二六	一三	七	一	二	三

四、村税

（昭和三年三月末日調）

戸數 一五九五　人口 九〇八四

種目	納額	一戸當	一人當
地租附加稅	一〇八〇七、八一円	六、七七円	一、一九円
特別地稅附加稅	六三六、二九	、四〇	、〇七
國稅營業收益稅附加稅	一〇一七、七九	、六四	、一一
特別稅附加稅	一五七六六、六九	九、八九	一、七四
縣稅營業稅附加稅	四六三、四四	、二九	、〇五
縣稅雜種稅附加稅	五三二七、九一	三、三四	五、八七
家屋稅	二〇三九、九一	一、二八	二、二五

◎交通運輸

一、河川及池

日光川

在諸桑村下與大江渠合（張州府志）

諸桑村と宇治村の間にあり、頗る大河にして、佐屋街道には大橋を架す、下流に百町鹿伏兎、觀音寺大海等の船渡しあり

　川の名乃日の光さへさしそひてゆふへはえある岸のもみち葉　　高橋廣道

（尾張名所圖繪）

用悪兩水鑑に日光川は寛文六午年出來、執事御晋請奉行江坂淸左衛御目付本多久兵衛御國奉行山本平太夫小山市兵衛遠山傳十郎水奉行鈴木左次右衛門鈴木覺太夫三浦又太夫なり、此川は勝幡より宇治村まで、往還上、川巾十間堀割出來、往還より下、日光新田堤まで川巾二十間、それより下蟹江新田まで二十八間、川口五十間、寛文七未年、本多久兵衛見立にて出來せり、本田頽地は古川並他にて替地わたり、殘りは井領米被下、舟入となれり、然るに未の秋大風にて處々決壊し保ちかたきにより、大海用を築切、杁伏、兩堤は見取になり、右川内勝幡より往還橋まで津島村源三右衛門、新田に開墾す、其時埋池或は井桁川緣堤走りを土取となし、往還橋より下へ源三右衛門川田とす、又日光川往古は東西に二筋川あり、本多久兵衛見立新川になり、古川は新田となれり、日光新田並東は眼明新田なり、但し大海用に杁五腹伏たりしが、水落かねたるが故に亦二腹伏增、七腹になれり、其の後も未だ水落悪しきにより、潮入願ひ叫はずんば蟹江川へ疏鑿の願ひありしと也、然るに後世に至り、更に汚瀦の害不少が故に、天明六午年、萩原古川の下流足立川を中島郡下起村あたりにて、足立川を塞ぎ、新たに田畝を疏鑿して、勝幡村の方日光川へ水を通し、堤を高ふして巨川とし、南の方蟹江大海用數牌を廢め、水利をよくせんと要す、然れども府金の費多きに因て、其功不果、而して彌庶民愁訴甚しきにより、文化九巳の年に至り、東西の長堤を堅固にして、終に大海用の杁を悉く除き、潮入川となし、水利のよくなれるのみならず、又運漕もよくなれり、初め御國御用人兼御國奉行人見彌右衛門御勘定元方水野千之右衛門杁奉行武藤加六掌之、後年に至り御勘定奉行水野藤兵衛踵を繼て掌之、終に其事成れり、寛文年中本多久兵衛なる者始めて日光川を疏鑿して舟入の基本を立るといへども、天災に因て其功不成、於今賢尹其事蹟を追に足れり、本多氏の神猶可起なり（徇行記）

兼平川

墥川むらにあり、古川の末にて南の方津島にいたる（古川は萩はらの宿の西にあり、むかしの木曾川の筋にて、分流幾派にもなり、所々にて古川と稱す、後世大川一筋になりて、起村の西を流る云々以下略（尾張志）

現在此の川は、平和村墥川前、佐織村町方新田東洋紡績西にて領内川より分岐し、津島町兼平を經て高屋敷に至る、本川は實に津島町唯一の水運機關たり

領內川

二子村にあり、水源は中島郡下祖父江むらより出て山崎二俣領內草平甲新田を經て當郡に入る、東川二子草平新田等の諸村を經て海東郡日光川に入る、此川を境として西の方は横井氏の領所なる故に此名あり（尾張志）

府志山部曰在二子村、至海東境、傳云此地曾爲横井氏釆邑、以河水爲境故名、用悪水鑑に領內川上は吉藤邊より下は十二城にて津島川へ落、享保十一年まで草平前にて木曾川へ落杁ありしが、翌未年より新堀割出來、十二城より落ると也、然るに天明四辰年日光川御普請の時、此邊悪水足立川落になり、領內川の水勝幡新田水門へ落、是を新領內川と云、上領內古川は多く田畠に開墾せり（徇行記）

領內川開鑿碑

維尾之西其郡曰中島沃野彌望有川曰領內發源於東加賀野井透迤而南祖父江山崎開治甲新田間至西川端折而西又南入鷹場川注佐屋川然佐屋川淤塞歳增不受領內川於是夏潦秋霖爲瀰爲澤沿川之村在北者曰富田曰蓮池曰　西萩原曰東加賀野井曰明地曰祐久曰西中野曰上祖父江曰下祖父江曰三十町曰山崎曰森上其在南曰上牧曰櫻方曰二俣曰丸甲曰中牧曰兩寺內曰大牧曰甲新田曰三丸淵曰野田曰島本曰開治曰二子二十有五村歳被其害墊隘嗷々天明中別穿一川引鷹場川水洩之天王川水猶不流通其害如舊於是野田岩田利兵衛守和目擊憂之思所以去其害者度高卑按遠近跋涉艱辛積以歳月終得其方陳之以筆明之以圖二十有五村議克協遂上告　官府有司撿覩數四遂允其請其方鑿西川端新田草平新田五百五十間爲川導領內川水而東之南至足立川川濶如湖築堤爲領內川下流千三百間注之日光川入海天明八年戊申八月興役事有艱阻不撓不挫死生以之閱七月竣工於是順流蕩々靡有淹滯上流諸村始免水害兼得灌漑之便五稼豊登歳無凶歉諸村歌頌其功及其沒各家設祭　官賞之課米若干於二十五村賚之以酬其勞以爲永世之典至明治維新之際始廢止後九十年孫壽留治懼其功績湮滅而無聞諸建碑於　縣廷乃令二十五村醵金以供其費余乃應索據其狀紀其實係之以銘曰

治水有術　疏之通之　習坎維亨　克爲厥功
吾謂猶小　盡移吉蘇　百萬生靈　庶免爲魚

明治十九年八月　牧山佐藤楚材選

福岡欽崇書

河川の延長

三、二三四間

六　橋梁

池

十二城池	町方新田にあり　面積七畝二十二歩
長田池	西川端新田にあり　面積四段七畝十二歩
文之池	大野山新田にあり　面積二段四畝二十九歩

二、道路

	上々街道	巡見街道	津島街道	今尾線	祖父江線
目的	自海部郡津島 至西枇杷島町	自丹羽郡犬山 至海部郡彌富	自名古屋市 至海部郡津島	自海部郡勝幡 至美濃國今尾	自海部郡津島 至中島郡祖父江
起点地名	海部郡佐織村	丹羽郡犬山町	名古屋市正木町	海部郡佐織村大字勝幡	中島郡祖父江町新町
終点地名	西春日井郡新川町	海部郡彌富町	海部郡津島町	海津郡今尾町	海部郡津島町大字向島
延長	二里三三町五三間	一〇里一六町三三間	四里三町二九間	名古屋市元標ヨリ二九、九粁	大正九年十二月十五日今尾線久保日交叉點以南鵜宮橋迄二百間七分開通

町村道

路線の數	一、一〇四線
認定路線の總延長	一二〇、九八七間

三、鐵道

	區間	延長哩程	敷設年月	驛及停留場名
尾西鐵道	彌富木曾川港	二十一哩六分	彌富津島間明治三十一年四月 津島一宮間明治三十三年四月 一宮木曾川港間大正三年八月	淵高停留場
名古屋鐵道津島線	柳橋津島間	十一哩五十鎖	大正三年一月	藤浪停留場（諏訪） 勝幡驛

備考　尾西鐵道は大正十四年八月一日名古屋電氣鐵道と合併し、名古屋鐵道株式會社尾西線と稱するに至れり

四、村内車輛船舶表

（昭和三年六月一日現在）

大字別／種別	大車（農専・營専）
諸桑	一六
南河田	
北河田	一一
小津	九一
諏訪	一
根高	五
見越	
勝幡	四七
古瀬	一二
千引	
佐折	一一
草平新田	
町方新田	一
鷹場新田	
西川端新田	
大野山新田	二
淵高新田	
計	三六三〇

小車 農專	三三	一四	三〇	一二	二五	三〇	五一	四九	一二	一六	一六	二九	五五	一二	一三	一七	一三	五四二
小車 營專	三		二	七	三	九	六	三九	二	一	四	一五	三	七	二六	二	一六	一七四
人力車				一				二	一						一	一		六
自轉車	八六	一六	二九	五九	五一	一〇二	六五	一九八	二六	二五	二七	一五五	七五	三三	一七六	九七	七九	一、二六四
牛馬車	四			一			五	一	一			一	一		一	三		一八
四間船				二								二						四
五間船													二					二
噸數船								一								一		二
三間船デマ 農專	二			一	二				一三	五					一	四		二六
三間船デマ 營專				二				一							二			五
自動車 乘用								三							一			四
自動車 貨物運搬															二	一		三
三輪車					一	二		五					一	二	一			一二
オートバイ								一									二	三

五、郵便

佐織郵便局

一、場所　佐織村大字勝幡二五三〇番地

二、設置年月　大正十一年四月二十六日

三、設置理由　置局

四、局長　井戸田安文

五、取扱事務　郵便爲替貯金保險年金

佐織村内郵便凾調

郵便凾所在字名	北河田	小津	根高	彦作(東洋紡績内)	勝幡	草平	西川端	淵高	合計
郵便凾數	一	一	一	一	一	一	二	一	九

六、電話

(加入順)

加入者氏名	電話番號	加入年月
小津駐在所	警察電話	明治四十一年二月
勝幡駐在所	仝上	仝上
宅見製材合資會社	二四番	明治四十二年三月
東洋紡績株式會社津島分工場	長三番	明治四十二年七月

梶浦信之	六五番	明治四十二年七月
櫛田藤助	七九番	大正二年三月
羽柴佐一	二二一番	大正八年八月
梶浦毛織合資會社	二四八番	大正九年十一月
櫻井鎌次郎	二五一番	大正十四年六月
萩原療病院	三五八番	大正十五年二月
佐織村役場	三二二番	昭和二年七月
伊藤萬吉	神一〇番	昭和三年二月
堀田司馬太郎	四五八番	昭和三年三月

◎警備

一、佐織村内巡査駐在所

勝幡巡査駐在所

明治二十二年の創立にして、明治四十年十一月四日一旦廢止されしが、明治四十三年十一月再び設置され、現在勝幡、古瀬、千引、佐折は其の管區なり

小津巡査駐在所

明治四十年十一月五日設置され、現在北河田、小津、諏訪、根高、見越は其の管區なり

草平巡査駐在所

明治四十五年の設置にして、現在草平新田、町方新田、大野山新田は其の管區なり

西川端巡査駐在所

明治二十二年八月の設置にして、現在鷹場新田、西川端新田、淵高新田は其の管區なり
右の外諸桑南河田の二字は津島町の古川日光新開埋田と共に、大正二年一月一日設置せられたる、古川巡査駐在所の管區域内なり

二、消防

始め火消と稱せられたりしが、明治二十七年消防組規則制定せらるるに至り、消防の事業進歩發達し、本村亦大正十年二月五日、佐織村消防組を設置し、安達村長組頭を命ぜられ、次で各部の設置を見るに至れり、村内公設消防の設置年月及び定員左の如し

部名	部落名	設置年月	定員
第一部	勝幡	大正十年三月	小頭一名外六〇名
第二部	大野山	仝	仝　外四三名
第三部	諏訪	仝	仝　外四〇名
第四部	見越	仝	仝　外四五名
第五部	西川端	仝	仝　外五九名
第六部	小津	大正十五年三月	仝　外四〇名
第七部	淵高	仝　七月	仝　外四〇名
第八部	鷹塲	仝　七月	仝　外二九名
第九部	草平	仝　八月	仝　外五一名
第十部	諸桑	仝　八月	仝　外三九名

◎雜

一、海部郡古今のかはり

むかしは海部ノ郡といひて、尾張のうち西南の隅にて、海にそひたる大郡なりしを、六七百年さきつかた右大將頼朝卿治世の頃にや、二郡に分ちて東を海東とし西を海西と名づけたり、此故に續日本紀の神護景雲元年五月戊辰の記同三年七月甲辰の記日本後記及類聚國史の延暦十八年五月己巳の記天長九年己亥の記三代實錄の貞觀六年八月八日壬戌の條元慶元年十二月二十五日辛卯の條をはじめ和名類聚延喜式等その外數百部の古書ともにみな尾張國海部郡と記せり

古爲海部郡一郡六國史延喜式和名類聚皆作海部郡中世劃河以西爲海西郡不知何時也　（張州府志）

海東郡海西郡

此の二郡を併て往古海部郡と稱し、尾張西南の隅にて海に沿ひたる大郡なりしを、鎌倉幕府時代割きて二郡となし、東を海東郡とし西を海西郡とす、其後天正十二年海西郡の内上鳴戸西北瀬古松木野市場吃穴幡長野寺須脇岡村等木曾川西の諸村を割きて美濃に屬せしむ、本郡と愛知郡との境界往古正確ならず、萱津を愛知郡に荒子を本郡に入れたること既に愛知郡の下に記せり、而して沿海の地は多く近來の埋立に屬し、漸次境域の增加したるを知るべし、特に置縣後にありては明治十二年海西郡飛島村地先海面に新田を築き二百二十二町七反歩を得政成新田と名け、海西郡に屬せり、仝十三年五月十二日三重縣桑名郡五明村福原新田小島新田川原欠新田加稻九郎治新田加稻付新田三好新田富島新田宮島新田加稻山新田稻荷崎新田稻荷崎付新田境新田加稻新田富崎新田を愛知縣の管轄とし海西郡に編入す、明治二十五年五月海西郡兩國村大字三稻外操出新田字飛島新田地先海面を埋立二百八町歩餘の地を得同二十六年五月仝郡仝村政成新田地先海面を埋立二百二十九町餘の地を得たり仝四十三年九月

二十三日本郡甚目寺村大字廻間を西春日井郡清洲町に編入す

六國史を始め古書には海部郡と書きもと一郡なりしが鎌倉覇府の頃より東西に分れ海東海西の二郡となりしなり、此の地往古海水瀰漫して住民主に漁業に從事せしを以て海部の稱ありしか古書に緣海又は海邊と書きしこと間々散見せり

第六區（即從前の第六大區なり）

海東海西兩郡を合併す會所神守村

海東郡役所

明治五年九月六大區重立役會所を名古屋城廓內山澄邸に置く、仝年十一月二十七日名古屋本町舊町方役所に移し、仝七年十月本郡神守村に置く、仝九年十二月本郡津島村に移す、津島本町北端市神社の西にありしもの是なり　（縣史）

大正三年七月一日海東海西兩郡を併せて海部郡となし役所を津島町に置き以て大正十二年に至りしが同年七月一日郡制廢止され續て大正十五年七月一日郡役所をも廢せられたり

一、選擧有權者取調表（昭和三年五月現在）

	衆議員	縣會議員	村會議員
諸桑	八五	八五	八五
南河田	二五	二五	二五
北河田	四三	四三	四三
小津	七二	七二	七二
諏訪	七九	七九	七九
根高	一四八	一四六	一四六
見越	九九	九七	九七
勝幡	二六三	二六〇	二六〇
古瀬	三六	三六	三六
千引	三六	三七	三七
佐折	三五	三五	三五
草平新田	二〇四	二〇四	二〇四
町方新田	一二三	一二一	一二一
鷹場新田	四〇	四〇	四〇
西川端新田	二三二	二三四	二三四
大野山新田	一三四	一三三	一三三
淵高新田	一〇七	一〇八	一〇八
合計	一七六一	一七五五	一七五五

三、電燈引用數調

（昭和三年五月現在）

字名	引用年月	燈數
諸桑	大正八年九月	一六八
南河田	大正九年五月	四一
北河田	大正九年五月	七九
小津	大正九年五月	二二八
諏訪	大正九年三月	一三九
根高	大正三年八月	二七四
持中	大正九年五月	四一
見越	大正九年五月	一七五
勝幡	大正三年八月	六三三
古瀬	大正十二年二月	七四
千引	大正十二年二月	五五
佐折	大正十二年二月	八九
草平新田	大正八年十二月	二四〇

（草平新田分）馬太夫新開	昭和二年三月	二七
（町方新田分）馬太夫新開	昭和二年三月	六
五軒屋	大正九年七月	七〇
彦作	大正三年八月	六三
松川	大正十二年四月	二九
十二城	大正十二年四月	二三
上新田	大正十二年四月	一八
鷹塲新田	大正九年六月	五六
西川端新田	大正九年五月	三六一
大野山新田	大正八年十二月	二〇〇
淵高新田	大正八年十一月	一六〇

…（佐織村誌終）…

跋

本村小學校として兒童敎育上村誌の必要を感ずること旣に久し、又土地の變遷沿革、口碑、傳說等歲月を歷ると共に散逸消盡するを遺憾とし、豫てより之を蒐集して我が村の史書とし永遠に傳へ、且又文運推移の狀況產業變化の趨勢を稽へ以て村運の益々進步發展に資せんとしたり

偶々大正九年十月本郡敎育品展覽會開催に際し之を好機として編纂に着手したり、然れども此事たる頗る難事加ふるに參考となすべき文書に乏しく到底短日月にては之が完成を期し難し、因て漸く史料を蒐集して該會に出品したり

其の後引續き此の事業の完成に心し、學校の休暇を利用し、或は研究調査し、或は古老に口碑傳說を聞き神社寺閣は各自歷問し、舊趾は實地踏査し以て大に蒐集材料の整理、修正、增補に力め、尙不明の事項は識者に正し以て之が大成を期したりしも、諸種の事情に妨けられ大正十一年より大正十四年までの四箇年は中絕し、翌大正十五年の暑中休暇より再び編輯に從事したり

然るに昨秋畏くも　今上陛下即位の大禮を擧げさせらるゝに當り、村敎育會長安達臣一氏は千載一遇の好機なれば村誌發刊を以て御大典奉祝記念事業の一とせんとて、更めて余等にその編纂を委囑し完了を切望せらる、然れども余等淺學菲才にして專門の智識をも有せず、剩へ公私用務の傍ら執筆せるもの、素より完全を期すべからず、材料の取捨撰擇を誤り、統一を缺き、不文杜撰、推證を以て附會したる點も亦多く、之が校訂批判を識者に仰がずして今茲に之を梓に上せんは無謀も亦甚だしといふべし、然れども更に揀選推敲に日子を費すを許さず盲目蛇に怖ぢざるの譏あるは固より覺悟にて遂に稿本を印刷に附することゝなしぬ、請ふ讀者諸賢幸に諒察せられ併せて批正の忠言を賜はらんことを

終りに臨み襄に資料蒐集の擧に贊せられ熱心盡力せられたる元佐織高等小學校長櫻木告太郎君元草平尋常小學校長桑原八重治君元西川端尋常小學校長山田健治君元草平尋常小學校長加藤剛君元勝幡尋常小學校長故堀田信之君並に本村役場吏員諸君大字區長各位の多大なる援助と立田村北部尋常高等小學校長伊藤錠造君蟹江尋常高等小學校長後藤利重君の懇切なる指導に對し衷心感謝の意を表す

昭和四年三月

編纂委員

元佐織高等小學校長　祖父江信秀
佐織高等小學校長　井戸田儀三郎
北河田尋常小學校長　内藤又右衛門
勝幡尋常小學校長　大島丈太郎
草平尋常小學校長　水谷一郎
西川端尋常小學校長　祖父江輿一郎

昭和四年十二月二十五日印刷
昭和五年十二月三十一日發行

（非賣品）

愛知縣海部郡佐織村教育會長
編纂
發行人　代表者　安達臣一

名古屋市西區本重町五丁目二番地
印刷者　吉田鍬次郎

名古屋市西區本重町五丁目二番地
印刷所　山田屋

愛知縣海部郡佐織村役場內
發行所　佐織村教育會

終